

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第四章 土地斗争

第三節 山林開放その他の土地斗争

農地の買収売渡しは法定保有地をのこし大体完了したが、なお山林原野はほとんど旧来の所有関係のまま残されており、ことに山村においては耕地不足の貧小農にとって山林利用はきわめて重要な意義をもち、いまや山村農民にとって山林開放は切実な問題となってきた。ことに農地を失った山村の地主は、山林所有を根拠に旧来の支配力を維持せんとしており、農家二、三男の開拓地開放の要求、薪炭採草地利用と小作料引下げの要求は地主の利益と対立し、各地ではげしい闘争がたたかわされた。山林四〇町歩開放をめぐる栃木県南犬飼村の闘争、茨城県若松村、山根村、新潟県神山村、塩野町村未墾地開放闘争、山梨県豊富村の薪よこせ闘争等その事例は決してすくなくない。しかし南犬飼村の事例に示されたように、農民側の勝利におわった開放闘争も、土地の割当にあたって貧農と中富農の間に対立、紛争が生ずるなど、貧農の要求を中心とする農民運動の道はきわめてけわしいことが痛感されている。

山林開放の運動はまたしばしば村における失業者、二、三男の「職よこせ」の闘争と結合し、新しい闘争の分野と形態を生み出している。たとえば山梨県韮崎町の河川敷解放闘争において、一二名の貧農の要求が、土地改良要求の広汎な署名運動(三百名)とむすびつき、社共両党の共同戦線のもとに、貧農が孤立せずに土地買収を農業委員会に認めさせている(日農山梨県連の五一年度活動報告)。

また農民の山林原野開放、下草をからせよ、ウラ木を払下げよ等の要求が、営林署に対する林業労働者の賃上げ要求と結びつき、労農の共同闘争としてたたかわれたところもあり(神奈川県三保村、鳥屋村その他)、なお萌芽的・部分的ではあるが、税金、供出闘争におけると同様、労農提携への動きとして注目しなければならない。

農地、山林をもとめる農民の要求のほかに、土地改良によって湿田を乾田にし、水稻単作を輪作式総合経営に転化して生産力を高めることは農民の強い希望であるが、これらの土地改良はその大部分が公共事業として国営または県営の工事として行われざるをえない。しかるに土地改良工事と国庫補助に対する農民の要求はなお十分に満たされず、各地で農民は国庫補助の不足を自己資地や労力の提供で補充している。たとえば新潟県亀田郷、曾根郷などの大排水工事は、反当二千元、一戸当り数万円の農家負担においてつずけられ、亀田郷大江山村九山部落では村民税を一時工事費にあてて完成をいそいでいるが、他方工事に働いた農民は「賃金を支払え」と要求し、また聖籠村の農民は土地改良工事調査費六〇万円は村費より支出せよと要求した。このほか福島潟干拓工事と沿岸の土地改良工事についても工事費全額国庫負担の要求が出されている。そしてこの要求は、農村失業者の「職よこせ」の闘争とむすびついている(たとえば聖籠村)。この傾向は、朝鮮戦

局の停滞、軍拡中だるみによる失業者の帰村によってますます顕著になるであろう。

さいごに、本年度実施となった小作料改訂に対し、各地に値上げ反対の動きがみられた。たとえば反当七五円前後の水田小作料が六〇〇円程度に引上げられたことは、たとえ戦前の現物小作料のごとき意味は持ちえないとはいえ、小作農にとっての負担加重となり、これに反対する闘争のおこったのも当然である(第四節の闘争事例参照)。また長野県塩尻村の土地管理運動などは、最近では小作料一括納入の機関と化した感があり、「貧農側からは地主の御用組合だとの声まで出て、今幹部の入替えを行っている」(日農統一派北陸地協における批判)状態にある。長野県連の青木氏も「土地管理運動は今では一つの障碍になっている」(日農第三回中委)とのべている。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---